

島根県幼児教育推進協議会開催要領

(令和5年5月8日 島根県健康福祉部・島根県教育委員会（島根県幼児教育センター）)

第1 目的

本県における幼児教育の質の向上を図るため、島根県幼児教育振興プログラム（以下「振興プログラム」という。）に基づく各種施策の推進状況等について、学識経験者や市町村・市町村教育委員会、公私立の幼稚園、保育所、認定こども園の関係者等との意見交換を行うため、島根県幼児教育推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。

第2 議題

推進協議会の議題は、次のとおりとする。

- 1 振興プログラムに係る次の事項
 - (1) 振興プログラムに掲げた施策の推進状況
 - (2) 各種施策の課題と成果及び普及方策
 - (3) 振興プログラムの改訂に向けた検討
- 2 その他必要と認められる事項

第3 構成

- 1 推進協議会は別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 構成員は島根県幼児教育センターが選定する。

第4 任期

- 1 委員等の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 2 1に掲げる期間後の委員の任期は3年として、再任されることができる。

第5 運営

- 1 推進協議会は、必要に応じて島根県幼児教育センターが招集し主催する。
- 2 推進協議会に座長、副座長を置く。座長、副座長は委員の互選により選出する。
- 3 座長は、推進協議会の議事進行を務める。
- 4 副座長は、座長が不在等の場合に、座長の職務を代行する。
- 5 島根県幼児教育センターが特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に推進協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 推進協議会は公開とする。

第6 その他

- 1 推進協議会の事務は、島根県幼児教育センターにおいて行う。
- 2 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、島根県幼児教育センターが別に定める。

附則

この要領は、決定の日から施行する。

別表（第3関係）

第3の1に掲げる者は次の者とする。

- 1 幼児教育機関・小学校・特別支援学校関係者
- 2 P T A関係者
- 3 学識経験者
- 4 行政関係者

[参考]

	所属
1	島根県国公立幼稚園・こども園長会
	島根県私立保育園連盟
	島根県私立幼稚園連合会
	島根県保育協議会
	島根県幼児教育研究会
	日本保育協会島根県支部
	島根県小学校長会
2	松江市保育所（園）保護者会連合会
3	島根県立大学
4	島根県
	島根県市町村